4-2周辺地域内自動車に関する措置

事業者の努力義務

改正自動車NOx・PM法では、事業者に、周辺地域内自動車による自動車排出窒素酸化物等の排出の抑制に関する努力義務が課されました。

Q

努力義務の対象となる事業者とはだれですか?

(1)自動車を使用する事業者

まず、周辺地域内自動車の保有の有無を確認してください。周辺地域内自動車を保有している場合には、 これらの周辺地域内自動車を対策地域内において運行しているかを把握してください。周辺地域内自動車 を対策地域内において運行する事業者は、その保有台数や運行回数にかかわらず、努力義務の対象となり ます。

(2) 運送事業者に貨物の運送を継続して行わせる事業者

運送事業者に対策地域内において周辺地域内自動車を使用した貨物の運送を継続して行わせているかを確認してください。行わせている場合には、運送事業者との契約件数にかかわらず、努力義務の対象となります。

Q

「努力義務対象者は何をすればいいですか?

(1)自動車を使用する事業者の場合

事業者は、周辺地域内自動車を対策地域内において運行する場合には、自動車NOx·PM法で対策地域内の自動車に関して定められている窒素酸化物排出基準及び粒子状物質排出基準(以下「排出基準」といいます。)*に適合する自動車を使用するよう努めていただきます。

(2) 運送事業者に貨物の運送を継続して行わせる事業者の場合

事業者は、事業所管大臣が定める事業者の判断基準となるべき事項に留意して、運送事業者が使用する 周辺地域内自動車の積載効率及び輸送効率の向上等の措置に取り組むことにより、貨物の運送に係る自 動車排出窒素酸化物等の排出の抑制に資するよう努めていただきます。

※排出基準

ディーゼル乗用車

NOx : 0.48g/km

(昭和53年規制ガソリン車並)

PM : 0.055g/km

バス・トラック等(ディーゼル車、ガソリン車、LPG車)

ハス・トフック寺(ナイーセル単、カンリン単、LPG単)		
車両総重量区分	1.7t以下	NOx: 0.48g/km (昭和63年規制ガソリン車並) PM: 0.055g/km
	1.7t超2.5t以下	NOx: 0.63g/km (平成6年規制ガソリン車並) PM: 0.06g/km
	2.5t超3.5t以下	NOx: 5.9g/kWh (平成7年規制ガソリン車並) PM: 0.175g/kWh
	3.5t超	NOx: 5.9g/kWh (平成10年、平成11年規制ディーゼル車並) PM: 0.49g/kWh (平成10年、平成11年規制ディーゼル車並)

